

# 第43回 佐用町議会(定例)会議録 (第5日)

平成23年6月24日(金)

出席議員  (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎		
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (1名)	12番	岡 本 安 夫		
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文	天文台公園長	黒 田 武 彦
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	長 尾 富 夫
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

**【本日の会議に付した案件】**

- 日程第 1 . 議案第 67 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2 . 議案第 68 号 佐用町職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3 . 議案第 69 号 佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4 . 議案第 70 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 5 . 議案第 71 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 6 . 議案第 72 号 佐用町民グラウンド条例を廃止する条例について（委員長報告）
- 日程第 7 . 議案第 73 号 佐用町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 8 . 議案第 74 号 町営土地改良事業の計画変更について（委員長報告）
- 日程第 9 . 議案第 66 号 工事請負契約の締結について（桑野地区ほ場整備工事第 2 工区）
- 日程第 10 . 議案第 75 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 11 . 議案第 76 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 12 . 議案第 77 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 13 . 議案第 78 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 14 . 議案第 79 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 15 . 報告第 2 号 専決処分 の 報告 について（損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 18 号）
- 日程第 16 . 議案第 80 号 物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車 3 台購入）
- 日程第 17 . 議案第 81 号 工事請負契約の締結について（上月小学校校舎大規模改造工事）
- 日程第 18 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦勞様でございます。

6 月定例会も今日で最後であります。本日も、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、お知らせをしておきますが、岡本安夫君から入院治療のためということで欠席届が提出されております。受理しておりますので、報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

---

- 日程第 1 . 議案第 67 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

- 日程第 2 . 議案第 68 号 佐用町職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3 . 議案第 69 号 佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4 . 議案第 70 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 5 . 議案第 71 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 6 . 議案第 72 号 佐用町民グラウンド条例を廃止する条例について（委員長報告）

議長（矢内作夫君）            まず、日程第 1 ないし日程第 6 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君）            はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 67 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 68 号、佐用町職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 69 号、佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 70 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について。

議案第 71 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 72 号、佐用町民グラウンド条例を廃止する条例についてを一括議題といたします。

議案第 67 号、68 号、69 号、70 号、71 号、72 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、井上洋文君。

〔総務常任委員長 井上洋文君 登壇〕

総務常任委員長（井上洋文君）    おはようございます。

総務常任委員会を、去る 6 月 8 日、水、午前 9 時 23 分開会、午前 10 時 57 分閉会まで、役場 3 階委員会室兼控室で行いました。

出席者は、井上、高木、平岡、大下、松尾、矢内の計 6 人の委員で、当局から説明のために出席した者は、町長、副町長、総務課長、企画防災課長、税務課長、生涯学習課長。事務局より、局長、局長補佐でした。

第 43 回定例会付託案件審査については、議案第 67 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 68 号、佐用町職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 69 号、佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 70 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について。議案第 71 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 72 号、佐用町民グラウンド条例を廃止する条例についての 6 件であります。順次、付託案件審査の大まかなものについての経過と結果をご報告いたします。

議案第 67 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

最初に当局に追加説明を求め、この条例の一部改正については、国家公務員法、地方公務員法が、この4月1日改正され、施行されております。それに基づいて、条例改正されるものです。

国家公務員の育児休業に関する法律の一部改正の趣旨ですけれども、この趣旨につきましては、非常勤職員。1年以上勤務する非常勤職員についても、仕事、育児、介護を両立する観点から改正がされております。

町の雇用につきましては、臨時職員ということで、半年契約で1年を限度としての採用ということで、長期的な雇用ということ、想定しておりませんでした。実際は、複数年に渡って雇用をしているということで、非常勤職員化をさせていただきました。1年以上に渡る勤務ということで、非常勤職員につきましても、この育児休業を付与するという趣旨で改正させていただいております。

どういう非常勤職員に、この育児休業をすることができるかということですが、1点目は、在職期間が1年以上。2点目は、子どもの1歳に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれる。3点目は、勤務日の日数を考えて、町長が定めるもの。そういった3点、全て該当する職員について、育児休業を認める。3点目の、町長が定める者とは、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員で、1年間の勤務が121日以上等説明がありました。

質疑に入り、この改正で該当者あるか。非常勤の職員に説明はしたのかとありました。答弁として、1名おられるような話はあった。保育士の方は、該当するケースが発生すると思う。場を設けて、育児休業制度を国に準じて制度化するという事は説明をさせていただいた等答弁のあったところであります。

討論はなく採決に入り、議案第67号は、賛成、挙手全員、原案のとおり可決されました。

議案第68号、佐用町職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

最初に、当局に追加説明を求め、兵庫県の町村互助会が、一般財団法人兵庫県市町村職員互助会という形に名称を変更する。それに基づく条例の改正。平成20年に、一般財団法人に関する法律ができております。その法律に基づいて、平成23年4月1日から法人登録をされた。そうすることによって、何があるかということですが、考えられるのは、税制上の優遇される可能性、そういうことを聞いている等、説明がありました。

質疑に入り、法人化することにより税制上の優遇はとありました。答弁として、今回の一般財団法人というのは、公益性がなくても設立できるという中で、非営利というか、儲けがないと特定されている、そういう法人については、税制上の非課税というメリットがあるというふうに聞いていると答弁のあったところであります。

討論はなく、採決に入り、議案第68号は、賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

議案第69号、佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

最初に当局に説明を求め、この条例の改正の趣旨は、2点ある。

1点目は、上部団体に職員を派遣する場合、住居移転に伴う引越料。移転先での、いろんな諸手続きとか、いろんな準備物とか、そういうものに対して、移転料という形で、賄う、補うという部分。

2点目は、旅費の座席指定。従来、普通急行列車が、ほとんど特急急行列車ということに変わったということで、特急急行列車につきましても、同じように、座席指定料を実費で支給する等説明がありました。

質疑に入り、移転料は理解できるが、着後手当は何をするのか。通勤不可能な地域はとありました。答弁としまして、電話を引く手続きとか、市役所に届けたり、変更手続き、居を構えることで、いろいろな手続きが発生する。概ね、神戸を想定した等、答弁のあったところでありませう。

討論はなく、採決に入り、議案第 69 号は、賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

議案第 70 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

最初に当局に説明を求め、今回の条例の改正の根拠は、地方税法の一部を改正する法律が、本年 4 月 27 日に交付されております。もう 1 つは、国税の関係で、東日本大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律というのが、これも本年の 4 月 27 日付けで交付されております。それに基づき、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るということで、個人住民税にかかる特例措置を講ずることとした地方税法の改正に基づき、当町の税条例も改正を行うものである。主な改正点は、条例の附則の 22 条に該当しますものが、東日本大震災は 3 月 11 日に発生しております。通常でしたら、来年の 2 月から 3 月にかけて申告していただきます税、町民、住民税の部分の控除ということになるのですが、ちょうど 3 月 11 日ということで、まだ申告期間中であったということでありませうし、被害があまりにも大きいということも勘案されて、22 年に発生した災害として、この 2 月から 3 月にかけて申告していただいた税についても修正申告ができると。逆に、23 年、来年の申告時期に、個人個人の被害が確定していないというような事情ができて、この来年の申告に間に合わなかった場合、翌年の 24 年の申告でもできる。雑損控除は、5 年間繰越を認める。3 項、4 項は、同一世帯で、共に、生計同一として生活をされている、配偶者とか親族の方の資産に損害を受けた場合、同じように対応をする。5 項は、この 2 月から 3 月にかけて申告をされておられる申告書の訂正、修正申告もできるということで、挙げられている。23 条は、住宅借入金等の特別税控除の特例ということで、災害に遭われるまでに住宅を建てられて、借入金をされておられ、住宅の税額の特別控除を受けられておられた方については、家そのものが無くなってしまったりして、居住の用に供さなくなったとしても、控除対象期間の残りがあつた期間については、認めていく等説明がありました。

質疑に入り、今、ここでつくる必要があるのかとありました。答弁として、今、転入者はないが、今後ないとは限らないと答弁のあったところでありませう。

討論はなく、採決に入り、議案第 70 号は、賛成、挙手全員、原案のとおり可決されました。

議案第 71 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告します。

最初に当局に追加説明を求め、第 177 回の国会におきまして、国家公務員の職員の退職手当に関する法律が決められた。23 年の 5 月 2 日に交付され、同日に施行されておりますことに鑑みまして、震災により多数の行方不明者が発生した国家公務員につきましては、3 月 11 日にするために、そういう法律が決められ、残された職員の家族等に退職手当を早急に支給するために決められた法律に伴って、消防団員の退職報償金の支給につきましても、そういう形を適用するということですよ、と説明がありました。

質疑に入り、今回の災害だけか。答弁に入り、今回の災害に関してのみ。可能性としては、非常に薄いですが、もしものことがあつたらいけないということと、消防庁や県の防災監から条例をとということがあつた。等説明があつたところでありませう。

討論に入り、反対討論として、佐用町に必要な条例は必要ない。賛成討論としまして、上部からしなければならぬとの説明があつたのであれば、そうすべきだ等あつたところでありませう。

採決に入り、議案第 71 号は、賛成、挙手多数。原案のとおり可決されました。

議案第 72 号、佐用町民グラウンド条例を廃止する条例について、ご報告いたします。

最初に当局より追加説明があり、廃案にするタイミングが抜かっておりましたということで、経過説明がありました。

質疑、討論はなく、採決に入り、議案第 72 号は、賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託された案件につきましてのご報告といたします。

議長（矢内作夫君） 以上で、総務常任委員長の審査の報告は終わりました。

それでは議案第 67 号から順次、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず議案第 67 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 67 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 67 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第 68 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） 質疑はないようです。これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようです。これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 68 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 68 号、佐用町職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 69 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようです。これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 69 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 69 号、佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 70 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 70 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 70 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 71 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、反対討論ありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） 議案第71号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例に反対します。

この条例は、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災による災害により、当日、東北地方で行方不明となった佐用町の非常勤消防団員の生死が3カ月間分からない場合など、退職報償金の支給の規定の適用について、同日、いわゆる平成23年3月11日に佐用町の消防団員が東北地方太平洋沖地震で死亡したものと推定する条例であります。今現在でも、佐用町の消防団員が3月11日に東北地方で行方不明になった事実もありません。そういった中で、佐用町の消防団員にとって必要な条例とは思われません。いくら上位条例とはいえ、改正する必要のない条例は、改正する必要がないと思いますので、反対します。

議案第71号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、反対して、反対討論とします。以上です。

議長（矢内作夫君） 次に、賛成討論ありますか。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11番（大下吉三郎君） 賛成討論をいたします。

本件についてはですね、上部団体からの、しなくてはいけないという趣旨の通達の下に、そういった流れによって、本町においても関連行政には、あまり関係ないと思いますけれども、今後、あり得ることもあるということの中で、この通達によって、本町も実施するところであります。そのことで、賛成討論をいたします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかにありますか。ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第71号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第71号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第72号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 72 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第 72 号、佐用町民グラウンド条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 . 議案第 73 号 佐用町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 8 . 議案第 74 号 町営土地改良事業の計画変更について（委員長報告）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 7 と第 8 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 73 号、佐用町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について。

議案第 74 号、町営土地改良事業の計画変更についてを一括議題といたします。

議案第 73 号及び 74 号は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、山田弘治君。

〔産業建設常任委員長 山田弘治君 登壇〕

産業建設常任委員長（山田弘治君） それでは、第 43 回定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託をされました、議案第 73 号、佐用町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例についての審査の概要と結果について、報告をいたします。

平成 23 年 6 月 10 日、役場 3 階委員会室兼控室におきまして、午後 13 時 30 分に委員会を開会し、同 14 時 18 分、付託案件審査を終了しております。そして、同 15 時 19 分に委員会を閉会をしております。

出席者は、議会の方からは、委員全員と矢内議長の出席をいただいております。当局からは、町長、副町長、農林振興課長、商工観光課長、農林振興土木整備室長、同副室長。

事務局からは、事務局長、局長補佐でございました。

まず、議長、町長のあいさつを受けました後、直ちに、議案第 73 号、佐用町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

始めに、当局の追加説明を求め、農林振興課長から林内路網整備事業及び荒廃溪流整備事業について事業の明確化を図るためとの説明を受け、直ちに質疑に入りました。

まず、委員からは、受益者負担が、3分の1以内というのは、ゼロも入っていると理解していいのか。農林振興課長、そのとおりです。

また、委員から、林内路網の定義、それから、荒廃溪流の定義は、の問いに対しまして、農林振興課長の方から、林道台帳に基づく林道というのは、佐用町内で 33 路線ある。定義としては、山の中を走っている道は、基本的には林道という、広義な定義もある。町長、この条例改正の趣旨は、溪流定義を含めて、普段、水が流れていない谷で、雨が降れば、そこに水が集まって、谷川みたいになる。そういった所の防災工事をしようとするれば、そこに行くまでの道を、ある程度、整備をしなければならない。また、下流は、青線みたいな所、更に、住宅の排水路みたいな所がある。受益者が、確定できる場所は、受益者負担が出て来る。そういった時の負担はどうなるのかとの問題点も出て来るので、現在、実施要綱を作らせている。準備ができれば、委員会に提案するので、審議をお願いしたい。

更に、委員からは、林道と作業道の違いは。荒廃溪流について、調査をされたか。実施要綱のたたき台ができてから進めていったらいいのではないかと等々の意見が出されました。

その後、質疑を打ち切り討論に入りましたが、討論はなく、本案に対する討論を終結し、議案第 73 号を採決をした結果、挙手、全員、賛成で、議案第 73 号は、原案のとおり可決をされました。

以上、審査の経過の概要と結果について報告をいたしました。

続いて議案第 74 号、町営土地改良事業の計画変更についての審査経過と概要についてと、結果について報告をいたします。

まず、当局からの追加説明を求めました。農林振興課長より土地改良事業（農村活性化プロジェクト支援交付金）の計画変更について、県知事に協議し、その同意を得るためのものであるとの説明を受け、直ちに審査に入りました。

まず、委員からは、一度決まった計画について検討された経緯について、説明を求める。農林振興副室長。当初、地元と役場で協議し、区域を決めていたが、その時には、茶畑を入れることにはメリットがないということで区域から外していたが、当時の工事委員会の中でも、茶畑を区域に入れて区画の形状を良くしたらどうかとの話もあり、12月の工事委員会で協議をされ、変更する方向で決まった。

委員、工場用地が編入された経緯と理由は。農林振興副室長。区域を決める時に、工場用地、その地番を一筆一筆、参加する土地を決めていったが、一筆の中に工場用地が含まれていることに気がつかなかった。その内、土地を詳しく調べていったところ、農地の一部に既に工場用地になっているところがあり、区域は変わってないが、その中で、既に工場用地になっているところを非農用地として、今回、工事する部分としない部分を分けたとの説明がありました。

その後、質疑を打ち切り、討論に入りましたが、討論はなく、本案に対する討論を終結し、議案第 74 号を採決した結果、挙手、全員、賛成で、議案第 74 号は、原案のとおり可決をされました。

以上、審査経過の概要と結果について報告をいたしました。

詳細につきましては、議会事務局に資料を置いておりますので、ご覧をいただきたいと思います。以上です。

議長（矢内作夫君） 産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。  
それでは議案第 73 号から順次、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて  
行いますので、よろしく願いをいたします。  
まず議案第 73 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたし  
ます。  
これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 73 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決す  
ることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 73 号、佐用町農林業関係事  
業分担金等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 74 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたし  
ます。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 74 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決す  
ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 74 号、町営土地改良事業の  
計画変更については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 . 議案第 66 号 工事請負契約の締結について（桑野地区ほ場整備工事第 2 工区）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第9から14までの、6月7日の開会日において、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

まず日程第9、議案第66号、工事請負契約の締結について、桑野地区ほ場整備工事第2工区を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） では、前議会に引き続いて、確認させていただきたいと思います。

まあ、前議会では、変更議決前にね、入札執行を行ったということで、これが法的に引っかけるといっていいんじゃないかという指摘をさせていただきました。

まあ、具体的には、この土地改良事業の土地改良法、これは、96条の3ですね。96条の3は、市町村は、計画変更の場合は、議会の議決を義務付けているというのが、土地改良法96条の3でありました。

で、これを素直に読めばね、このとおり議決前に、もう執行しておるわけですから、違法だということに言わざるを得ないんですが、このあたりの当局の見解を伺います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） お答えします。ただ今、ご指摘のありましたとおりでございますが、今回の変更箇所につきましては、県の補助金等の関係の要綱の中にですね、いわゆる10パーセント。事業費または事業量ですね、この計画の10パーセント以内であれば、軽微な変更として認めるという項目がございます、その中で扱いをさせていただいたということでございまして、実際は、事業量全体としては、10パーセント以内であったということでございます。

ただ、1つだけあるのは、その、順番がね、本来、計画を先に提案させていただくのが本来でございましたんですが、私の不手際のいたすところございまして、順番を間違ったということで、大変ご迷惑をお掛けしました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） ちょっとね、10パーセントの問題。つまり、事業費、それから地籍ですね、整備工事地籍の10パーセント以内、軽微な変更の場合は云々というのが、法律で、ちょっと見てみると、48条関係で、土地改良区における土地改良事業。その中で、土地改良施行規則では出ております。

で、この96条関係は、これ、市町村のほ場整備でありますけれども、これについては、私の見た範囲ではね、土地改良区あったけれども、96条関係の施行規則はないように思えたんで、だったら、県の言っている、10パーセントは、議決を要りませんよというのか。

それとも、当然、議決後に県知事に報告というのが義務付けられているけども、10パーセントの軽微な変更の場合だったら、それは、後で、事後報告でもよろしいと。県はね。しかし、議会の議決は、よろしくということだったのかどうか、そのあたりはどうなんでしょうかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 議会の議決につきましては、本来、この事業をやりました関係、最終的に、もう少し、また計画変更は出てくると思います。

そういったことでの最終のと言いますかね、計画に対する最終の実施しました事業の換地計画ができました段階では、これはあの、議会にお諮りしなくてはいけないということになると思いますけども、途中の場合ですね、あのまあ、10パーセント以内というようなことでの計画変更については、これは軽微な変更ということでのご理解をいただきたいということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） ちょっと、これ、確認取れないんだけど、結局、県が言っているのはね、あのまあ、10パーセント以内の、混乱するから事後報告OKというのは、決めておるということですけども、しかし、県がいくら決めたとしても、土地改良法に基づく市町村議会の議決というのはね、これは県の決定よりも上位にあるというふうに思うんでね、それから見て、違法と言え、違法と断定できるかというのは、ちょっと微妙なところの感じもしますけれども、これは決して、例え、今後の変更があるにしても、いや、そんなもん、議会無視でも先に入札執行やっていったらいいんだというふうなことは言えないじゃないかというふうに思うんでね、そのあたりは、今後も議会議決、後回しでやりますよということなのか、そのあたりの見解を正確にお聞きしておきたいんですが。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、申しましたように、その10パーセント以内の計画の変更につきましては、これはあの、後日の報告ということが出て来る可能性がございますので、その点は、ご理解いただきたいと思います。

〔鍋島君「いや、議決」と呼ぶ〕

農林振興課長（茅原 武君） 議決案件につきましては、最終的な段階での議決をお願いすることになるかと思えます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔鍋島君「もう1回だけ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 4回目や。

〔鍋島君「なかったので」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） これは、やっぱり、執行責任者の町長としてね、そのあたりは、町長、どのように考えておられるのか、確認しておきたいんですが。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、あの、今、課長が申しましたようにですね、工事途中で、そういう変更が、こういう土地のまあ、区画整理というのは、あるということで、そういう中で、工事を円滑に進めていくためにもですね、当然まあ、そこは、現場の中で、軽微な変更については、この事務的に、ちゃんと、その段階で処理しながら、そして、最終的に確定をすればですね、その確定でもって、その計画を確定をし、それで換地をしていくというですね、手続き。

ですから、あの、大きな変更が出れば、当然、途中においても、議会の承認を得ることの手続きがあるんでしょし、今、言いましたように、軽微な変更であれば、その最終的な確定によって、議会にご承認をいただくという手続き。まあ、ここは、きっちりと分けてやっていくべきではないかなというふうに思う。そのように、施行、指導のとおりですね、執行をしていくべきではないかなというふうに思いますけれども。

議長（矢内作夫君） ほかにありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 初日の説明の中では、この工事の中で、イノシシとシカ柵の工事は、この工事には、契約に入っていないということなんですけども、この工事は、全体、事業の中には含まれておるんですけど、追加工事でやられるんか、このシカ柵の工事についてはね。

追加からすると、改めて入札をされるのか。いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今のところシカ柵については、本体工事としては、発注しておりません。今後、形状が、はっきりした段階での追加という形になる予定をしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） そうなれば、その、一体の物であるという、今、答弁でしたけれども、それでしたら、その工区の中に、その全体、今回の契約の中に、なぜシカ柵が含まれなかったんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今回の計画の中の

〔金谷君「契約」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 一体いう、

農林振興課長（茅原 武君） 今、言いましたように、まだ、形状がはっきりしておりませんので、全体的な計画は持っておりますが、実態的なものが、まだ算出できないということでございます。

そういったことでの、区画が確定した段階で、シカ柵をやっていくということ。最終的にやるということでございますので、その点だけご理解いただきたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、それが軽微な変更だと言われるんでしょうけれどもね、計画の中でも、長さは836メートル。それから、地図上の形状もはっきりしていると。それでしたら、一体としても、大きな変更がない以上はですね、含めてもいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） そういった、おっしゃることは分かるんですけども、もう1点はその、この事業全体の予算の問題が1つございまして、これは、予算の流れがございまして。その中での扱いということで、計画の中ではあるんですけども、今回、予算は確定したんですけども、発注段階では、シカ柵の話のところは、まだ予算的に内部の話という形でございましたので、その点はまあ、今回、外しておるのも1つの理由でございます。

議長（矢内作夫君） ほかにありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 鍋島議員の質問なり答弁の関連なんですけども、それに最終的に執行者として答えられた町長の答弁でいくと、いろいろ、諸々の事業計画の変更があって、最終的に形状なり、面積なり形状なりが変わったやつを、まあ、議会の議決を得るというふうな方向でというふうに、課長の方も町長も答弁されたんですが、多分、これまでの土地改良事業で、そういうふうな最終的な形での、こういうふうな形になりますという、要は最終のね、段階で、議決を議会に求めたことは、多分ないと思うし、必要がないことだと思うんですね。

あの、言われるように、その数量的な規制があって、10パーセント以上なんか、いわゆる軽微じゃない変更については、事前に議会の承認を求める要綱になっていると思います。

ただ、今回の場合は、事務的な手順の誤りというのんが、1つはあるんで、そこそこは素直に認めて、今回、議決内容として出ている案件についても、実はその、厳密に言えば、事前に議決を得て、県の事業計画の変更承認を得て、その後に入札をするべきだろうと思うんです。土地改良法なり、その準用規定見ていくと。

ところが、先に入札をやっちゃったというのが分かる。で、議会の議決にかけている部分については、今の説明のとおり、ある程度、その軽微な変更の中で処理するというふうに県の指導をあおいでいるんで、そこは、それ、いいと思うんですけども、最終的に、また、議会の議決をもらいますと言うておくと、後々、困る可能性があるん違うかな。まあ、余分なことをしなければいけないん違うかなと思うんで、そこは、必要のある部分、ない部分ね、議決案件として挙げて来る事業計画の変更というのは、当然、判断をしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 私も、直接、手がけたことはないんですけども、今までの経験、課長に聞きますと、認可を申請する時ですね、最終的な認可。これは、議決を要したもので、認可申請を最終的にしてくということでございます。

ですから、途中の、今さっき説明しましたような経緯の中での問題があるのと、最終的に確定していったもので、認可を受けようとする時との差は出てくるということでございます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、これは、ほ場整備にかかわらずですね、工事の契約について、請負契約、まあ、6,000万円以上は、議会の承認をいただくということです。で、それによって、変更があればですね、これをまた、変更契約の議決をしていただくという、まあ、手続きがいるわけですね。ですから、これはもう、その変更、一応、基本的にはなしとい

うことで、処理できる部分もありますけれども、実際に補助金をいただいたり、まあ、いろいろと手続きをする上です、やっぱり、議会の承認をいただいている分については、変更請負契約という形で、変更案というものを出して、最終的に、通常の、他の建設工事であるとかですね、についても、そういう手続きをまあ、最終的にさせていただいているということです。

で、まあ、今、課長言いましたように、僕は、ほ場整備、こういうのについても、当然、区域とか、その面積とかいうの、確定がこう、工事の中で、当初の計画と比べれば差異が出てくると。まあその、最終的確定したもので認可をいただくという、まあ、認可をいただくわけですから、その認可いただく手続きというのは、やっぱり議会の承認を得るといふ。これは、今言う、変更が、最終的にまとめて、確定したもので、変更契約であり、また、認定であるということでの承認ですね。まあ、これは必要であろうというふうに思いますけれども。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） ということは、認可申請というのは、もう既に、この件については、県に対して、1回出ているわけですね。で、これを今度、再度、最終的にまた、認可申請、変更の認可申請を行うということ。そういうふうに聞こえたんですけども、それでいいんですかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 認可申請ではなくって、その換地に関する認可をいただく。換地、まあ今は、計画の段階ですから、最終的には、違った形の物が出て来ることですから、その段階での話です。

全体事業計画というのは、既にもう認可いただいておりますから、これは、このままで行かせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） はい、分かりました。

現行の準用規定、法令規定なんかが、若干変わっているのかなというふうに思うんで、僕の勘違いもあるかなと思うんです。

ただ、今回の場合、委員会の方でも少し意見させていただいたんですが、従前の土地改良事業計画の中になかった非農用地の設定というんか、区域に編入している部分なんか、これは、多分軽微な変更の取り扱いというのは、かなり難しいと思うんですね。本来、農用地の整備を目的とした事業計画の中に、非農用地区域、工場用地なんかを入れる。これはまあ、それを新たに整備するんじゃなしに、まあ、委員会の方でも説明受けましたけども、たまたま区域設定した中に、工場用地が入っていたというようなことだろうと思うん

ですけれども、ただ、それにしても、新たに非農用区域を事業計画の中に入れたという部分なんかは、やはりこれは、軽微な変更の中に、本来は入らないというふうに、土地改良法なんかを読めばなっています。

ただまあ、今回の場合、それをひっくり返していると、いろいろ、県の変更承認なんかの関係も出て来ますので、契約あるいは、その後の工事の進捗なんかに非常に大きな支障出て来る可能性があります。だから、そこまでは、どの委員さん方も意見としては言われなと思うんですけれども、ただこの、いろんな土地改良事業については、まあ、土地改良事業法なり、それから、それに伴って、契約関係、財務規則、それから当然、県、国なんかの補助金関係、関係法令を全て駆使して、1年間の間に事業執行していかなければいけないので、特にまあ、今回のように、手順を誤るようなことがないように、今後また、気をつけていただきたいということを申し上げて、意見とします。

議長（矢内作夫君） ほかにありますか。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 66 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 66 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 66 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 . 議案第 75 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 10、議案第 75 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） 時間外の超勤手当がこう、補正されておるんですけれども、平均です、B 単価、100 分の 125、1 時間当たりいくらぐらいになっておるんでしょうか。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長、分かりますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 正確には、個々個人全て、給与等が違いますので、だいたいの単価ですけれども、約、まあ、災害で計算している単価が、2,500 円で計算をさせていただいてます。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） 2,500 円いうて、もっと高くなるん違うんかな。  
まあ、1 回はじいてみてください。また。

議長（矢内作夫君） ほかにありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあまず、9 ページお願いします。

農林水産業、農業費の 42 項、中山間地域総合整備事業で、これは今回、財源変更ということであります。当初予算の時に、獣害防護柵 1 キロと。1,000 メートルという事業で話があったわけでありましてけれども、それで、伺いたいのは、当初予算でいきますとね、国県というか、県の支出金ですけれども、当初 537 万円が財源でした。で、事業費の 47 パーセントという補助になります。

では、今回、330 万円、県支出金を減額して、207 万円ということになりますけれども、当初から見たら。29.6 パーセントの補助率ということになります。

で、まあ、これはね、結局、当初より県補助の制度自体が、大きく変わったのか。つまり半分になってますからね。それとも、最初の、当初の計算見積りの誤り。そのあたりが原因なのか。この内容についてお伺いします。

それから、続いて、11 ページの関係、農林水産施設の災害復旧費の関係で、現年災害ですとね、これも財源問題でいきますと、まああの、工事請負費が 2,500 万。つまり補助事業としては 2,500 万円見込んでいるということになっております。その内、国県支出金が 2,466 万 5,000 円という財源内容です。これでいきますとね、98.7 パーセントの国庫補助という計算になります。

2 年前の災害のように激甚指定の災害であればね、当然、あるわけですがけれども、今回、激甚も、現年災害は、激甚も、当然、指定されていない。そういう中で、これだけの高率補助を見込めるのかどうかですとね。このあたりの見解についてお伺いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君）　　まず9ページの方の関係でございますが、これは、財源変更という形でございます。ただ、率としては、変わっておりません。先ほど、おっしゃった、内容的に率が変わったのかという話のどこあったと思うんですけども、ただ、財源変更しますと、これ、元々、600万ぐらいの予算で計画しておいた獣害対策のものがございました。これが、なくなったということの事業費の減に伴う計算、再計算をしたものでございます。ですから、それ自体は、内容的には、変わっていないということ。

それから、もう1点の方の11ページの方でございますが、この、いわゆる、国の補助率の関係でございます。激甚指定をいただいた関係で、非常に高い補助率を今までいただいておったんですけども、まあ、この、今回の5月11日の災害につきましては、前回、平成21年の災害からしますと、時間的に継続しておるという考え方が、国の方でしていただけるようです。そういったことでの、連年災のような形ということで。そういうことでの有利な、受けれるのではないかとということでの計上をしております。

ただ、これも査定を受けてみなければ、最終的には分かりませんが、そういった指導は受けております。その下での計上ということですが、

それと、もう1つお願いせないかんのんですけども、この数字につきましても、当初、5月18日ということで、一週間以内での申請ということがございました。それと、この補正予算作ったのも5月18日でございます。ですから、最終的にまた、当初の見込み額だけでございますので、今後、査定受ける中では、今後、補正をお願いしていかざるを得ない状況が発生すると思っておりますので、その点もご理解いただきたいと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君）　　まあ、現年災害が、2年前のね、激甚指定の、高率補助の継続というような、そういう話があるということは、これはまあ、大いに歓迎するわけで、是非、それをお願いしたいというふうに思うんですけども。

あの、防護柵の関係は、補助率が変わってない言われるけど、いいですか、これ。財源の内訳で、変更があるわけですから、ゆっくり言いますとね、国県支出金が、これ当初700万円の事業みてましたわね、事業費として。537万だった財源、当初予算ですね。それが、330万円減額ですから、その分を、ほぼ起債に求めると。これは、合併特例債でしたね。歳入でありますけれども、つまり、国県の補助が、県の補助減らされて、起債に変えるということは、これは当然、町負担ですから、国県の補助率が下がったと見ざるを得ないと。そのあたりちょっと確認したいんですけども。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君）　　まあ、今おっしゃった国県の補助が下がったということではなしにですね、その起債の関係ですとね、そのまま計算、再計算をしたということでの、まあ、差が、起債を外したということですね。もう、その事業自体が、不要になったということですから、その点が、違って来たということですが、

ですから、計算の根拠自体は、変えたというものではないと。この数字についてはですね。

ですから、元々の数字は、起債を含めての数字の中で、補助金になる部分、それを引いて起債という形を持って行ったという経緯がございましたんですが、今回、その事業自体が、全体、圧縮しましたものですから、起債の計算も全てやり直したということでございます。その中での財源変更等が発生しております。

議長（矢内作夫君） 事業が減って財源変更というのは、ちょっとおかしいん違うん。

農林振興課長（茅原 武君） 説明不足で申し訳ないんですけども、中山間の関係の予算でございましたので、

〔鍋島君「1,000メートルの防護柵というのは、当初予算です」と呼ぶ〕

農林振興課長（茅原 武君） そうです。

ですから、これが、全部飛んでしまいますと、まあ、起債の算入にならないということ、それも含めての計算、再計算をさせていただいたということ。

議長（矢内作夫君） 理解できましたか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 結局ね、当初予算は、700万円でしたね。事業費。これで、説明が、獣害防護柵、1,000メートルというのが説明だったんですよ。まあ、その事業がなくなったということ。なくなったから、当然、財源が全部変わってしまうというような、そういうことなんですか。

その1,000メートルの事業はあるんだけど、いわゆる起債に変わるということは、やっぱりこれは、補助率が変わるから変わるんだけど、1,000メートルの事業は、もうなくなったんですか。中山間地域総合整備事業の。そのあたり、ちょっと確認しておきたいんですけども。なくなったら、なくなっただで書かないかん。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） この事業計画をしております中山間地域の、いわゆる防護柵ですね、この防護柵の捉え方が、まあ、中山間地域は、この計画の中では、旧佐用町だけを対象にした中山間地域の計画だったということで、（聴取不能）。その中でやっております事業計画の中での、この防護柵につきましては、いわゆるその、請負が発生するという形での防護柵を、中山間事業では、取り組みなさいという下での計画をしておいたということ。

今、一般的にやっておられるのは、農家の方が、自分らで一生懸命こう、作業されて、それに対する、いわゆる電気柵であるとか、網であるとか、そういった物を補助していこうという方法でございます。若干、この点、方法が違いますので、普通の考え方とは違った意味での獣害対策をやるうとしておったわけですけども、その地域自体が、そういっ

たことでの獣害対策がなくなったということ、しないということになりましたので、その事業自体がなくなったというふうに、そういうふうに、ちょっと理解していただいたら、別な物であったというふうをお願いしたいと思います。

今やっている、一般の農家の方がやっているとは、

〔鍋島君「同じ」と呼ぶ〕

農林振興課長（茅原 武君） はい。

議長（矢内作夫君） よろしいか。ほかに。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） ええんやけどな。ええんやけど、それだったら、これ財源変更じゃのうて、事業を止めたと、こういうふうな形にならないと、財源変更ということは、こっちに、どっちに行っても、行ったものをこう、変えたんかいう話であって、今の話だったら、事業がないなっただろう。事業がないなって減額なら、そういうふうにして、書いてもらわんと、全く僕ら違う物かなと思うとった。

そやから話を何ぼ聞いても、話がうまいこと、なかなかいかへんのんであって、もっと書く時には、分かり良く書いてもらわんと、何ぼ今の説明で、聞きよったって、肝心なことが、ひとつもない。これは、財源変更でもなくして、基本的にはもう、事業が減なんだから、事業減で 300 万の 330 万の減額だというふうにしてもらわんと、俺はいかんと思うけどね。どないです、それ。書き方、変、違います。どがいに見ても変じゃで。

議長（矢内作夫君） それ、ちょっと僕らも分からん。

〔山本君「だろ」と呼ぶ〕

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） ここ、財源変更と書いておるといのは、まあ、今言いましたように、元々、起債というものの中で取り組んでおったものが、起債を外すことによって、財源が変わってきて、国県補助等の額も変わって来たという、そういったことでの財源変更ということを書かしていただいておりますけども、事業全体としての、今、言いました、内容的には、減ったということはありません。

ただ、ここの農地費の中では、中山間地域総合整備事業という中での、総事業がございます。総事業、そこにありますように、1 億、1 億だったかな、確か。元々は。いろんな物含めましですね、で、その中で、起債を計算する時に、補助事業の中で、いただける国、県の補助を、それから、地元の負担金の分、それを差し引いた物、後、残りを起債という形での予算化をして、今まで来ておったということです。その点を、組み換えをしていくという、そういった作業をしたということです。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） あのね、当初の事業では、1キ口の（聴取不能）というのを組んだわけやな。そうだろう。そういうふうな話で、議会通ったわけや。ところが、その事業が、気がつけば減っておるわけや。ほな、事業変更せなあかんやないかという話や。それのに、予算の組み換えだけで、いや、国からの起債が変わったんじゃのうて、もう、1キ口する言うておった事業が、もう1キ口、事業せんものんやろ。1キ口、事業せん言うてくれな困るやん。僕らは、するもんや思うとうやん。1キ口、事業せんから、こうなりましたって、その部分で、予算変更の、財源変更しますって言うてもらわんと。今、話の中、説明の中で、事業、あれは変わってませんと言うたけど、変わっておるんや。

〔町長「休憩」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ちょっと、暫時休憩します。

-----  
午前10時27分 休憩

午前10時42分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、少し早いんですが、休憩を解き会議を続行いたします。  
それでは、農林振興課長、説明をお願いします。

農林振興課長（茅原 武君） 先ほど、私が説明した中で、事業の問題も申したんですが、今、財政の方との調整した中では、基本的には、財源変更によるものでの増減だということで、私の方は説明を受けて来ました。

内容につきましてはですね、先ほど言いました、中山間の関係での財源があったものを、入の方ですね、入の方でも、そういった形で330万円の減をさせていただいたということでの財源変更ということでございます。

〔山本君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） ちょっと待つて。総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今、農林振興課長が説明しましたように、財源変更というのは歳入の方で見ていただいたら分かるんですけども、県の補助金、中山間地域総合整備事業補助金、330万減額になってます。この中山間整備事業で、当初予定でした、県の補助金が減額になったと。事業量そのものは変わってないんですけども、その事業に対して、合併特例債を、その減額に対して、合併特例債を充当させていただいたということで、事業量そのものは、変わってないということです。はい。

議長（矢内作夫君） 山本君、分かりましたか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 1キ口の網する言うた事業がなくなっただって言うたやん。事業がなくなって、この事業取りやめたいうて説明したやんか。で、事業をやめたのに、財源変更はおかしいだろうと。

今、言うたようにな、例えば、入が、さっきの 330 万で、（聴取不能）減ったと。ほんで、これなら分かるわと。けど、その前に事業変更をしたがなど。事業を、1キ口、当初、700 万円でするいうて言うったやつを、その事業がなくなっただって説明したがな。

それで、事業がなくなっただったら、事業が減った分の、変更にならなおかしいん違うかって、さっき質問したわけや。

その財源変更が云々は、それは、それでええやんか。事業が減ったんなら、減ったとしての説明は、欲しいということや。

話が合えへん言いよんや。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 担当者呼んで、はっきり聞きました。

事業は、減っておりません。ですから、ただ、やり方が、そういう、その補助金に、全体としてね、県の補助対象になる物に対しての、その査定というものが、これだけ、中山間全体でね、減るといふ、減額されましたので、事業を確保するために、農業、農林関係の、この中山間の補助金、事業いうのは、そういう県の補助金とか、そういうものを、国県の補助金いただいて、その残りをできるだけ、合併特例債という、全体で起債にかけて、まあ、財源を確保しておりますのでね、ですから、課長が、事業が減ったといふのは、これは、間違い。それは、そのところは、だから、それを言ったのは、間違いであったといふことを、課長が、ちゃんと先言うてから説明すれば、それで、皆さんに納得いただけると思いますが、ですから、あの、そういう中で、事業量として、事業を行うために、財源が、国県の支出金から起債に変更になったといふ、財源変更といふ、最終的に、こういう予算になりますといふことでの提案をさせていただいたわけでございます。はい。

議長（矢内作夫君） よろしいな。

10 番（山本幹雄君） 事業は、そのままするんやね。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあもう、その確認だけさせてください。

いや、だから、最初から聞いていたのはね、県補助が、530 万の当初予算で、町が予算化しておいて、実質は、330 万円ほど減額になりましたと。この県歳入ですね。いふこと

は、結局、補助率が、最初の補助率より、県の補助率ですよ、少なくなったということじゃないかという質問だったんですよ。最初のかわきりがね。

いや、それは、補助率の変更は、一切ありませんと言うから、変なことになったというふうに思っておるんだけれども、500万円の予定が、330万円、県からの補助金が削られた、当初予算で組んでいたやつがね。ということは、その分は減額され、補助率が減ったというふうに見ざるを得ないんじゃないかというのが1点。

それから、2点目に、先ほど、説明の中であったのがね、中山間地以外の獣害防護柵は、だいたい部落に補助金を出して、部落の人が設置するけども、中山間地の旧佐用町内は、入札して業者に請け負わせるということでやっていたが、何か、それが変わったように、途中で、ちらっと聞いたんや。業者に請け負わすんじゃなくて、余所の地域と同じような、そういった事業にすると。いうように聞いたんだけれども、その2点は、どうなのか。

議長（矢内作夫君） はい、その確認ですが、

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） ですから、あの、国県の補助率は、国が55パーセント、県が14パーセント。これについては、変わっておりません。率としましては。

それから、もう1点の方の、事業の内容の話の中で出て来る、いわゆるその、補助金の対象になる分ですね。これと、それから、今、やっておる防護柵の、単費の分をお願いしている分と。この2つの扱いがあるということをお話したんですけれども、まあ、今回あの、事業量自体は、そのまま据え置いておりますということでございます。

ですから、財源の内訳は、この事業では、変更という形で、お願いしておりますということですが、先ほどおっしゃった中で、私が説明しましたのは、いわゆるその、国の補助金に乗ってくる分のところでの補助率が、違っておるかという中では、補助率は違っておりませんという話をさせていただいたということです。

議長（矢内作夫君） いや、よろしいか。それで。

〔鍋島君「ちょっと（聴取不能）」と呼ぶ〕

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 国県支出から補助金をもらうということになれば、一番まあ、これで、まあ、今言う50何パーセントと県が10何パーセントいただくので。

だけど、これを、減額されてですね、起債になるということは、その分だけ若干不利になるということは確かです。

まあ、しかし、その事業を行っていくためには、まあ、合併特例債に全部、その全体で充てて、起債を充てておりますのでね、まあ、その起債額を増やすということで、対応したいということでございますので、よろしく申し上げます。

議長（矢内作夫君） 業者に任すかどうかということ、もうよろしいか。

16 番（鍋島裕文君） よろしい。

議長（矢内作夫君） ほかにありますか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 75 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 75 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 75 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 11 . 議案第 76 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 11、議案第 76 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 76 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 76 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 76 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 12 . 議案第 77 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 12、議案第 77 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 77 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 77 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 77 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 13 . 議案第 78 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 13、議案第 78 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） お尋ねします。まず、2 ページなんですけども、時間外勤務手当が 40 万の増額になっているんですが、今回の、この補正を見ますと、特環下水だけじゃなくて、他でも時間外が、全部あるんですけども、3 月に当初予算を計上したばかりなのに、まだ、間がないのに、なぜ、この時期に、ほとんどの会計で時間外がある理由をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 時間外につきましては、既に、議決いただいた一般会計も含めて、今回の補正については、各関係の予算の特別会計も含めて計上させていただいています。で、あの、これにつきましては、一般質問の方でも、町長の方がご説明させていただいたと思うんですけども、今まで、当初予算の時間外の計上の仕方として、時間外対応職員の給与に対して5パーセント、一律計上をさせていただくという方法で対応させてきていただきました。

災害前までは、そういった方法で、対応させていただいて、決算につきましても、その5パーセント以内で対応ができていたんですけども、21年の災害以降、災害の事務等、それと復旧の事務、そういった事務で5パーセントでは対応できないという実態があります。

で、21年度につきましても、それから22年度につきましても、その都度、対応できない中で、補正予算を計上させていただいたという経緯があります。そういう中で、23年度につきましても、当初予算は、5パーセントで計上させていただいていたんですけども、こういった状況の中で、時間外に対する考え方、あるいは対応を、もう少し見直そうということで、今まででしたら、時間外の経費が出た中で補正をさせていただくという対応をさせていただいたんですけども、今回の補正の中では、年間の、所属課の担当課で、年間の所要額を事務量等を勘案して、提出させていただいて、その年間の所要額に対応して、現予算で不足する額、それを計上させていただいています。それが、今、ご質問の特定環境特別会計でしたら、年間の所要額を見ると、まあ、40万不足ということで、計上させていただいています。

そういう中で、この23年度につきましては、時間外等の、まあこれは、時間外手当の方ですけども、できるだけ職員の健康の関係もあります。そういう中で、できるだけ職員の、時間外を削減できるような対応をまあ、考えていきたいということで、この23年度、そういう形で、この6月、当初予算にして、本当に直ぐなんですけれども、そういう形でさせていただきました。以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） そしたら、確認させていただきたいんですけども、今年は、こういう形ですが、そしたら24年度ですね、は、当初予算に、まあまだ先のことですけど、今度は、そういうやり方で、当初から組まれるわけですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい、24年度につきましては、他の事業と同じように、時間外につきましても、そういった形で、各担当課の事務量、そういうものを勘案して、予算要求させたものを査定するという方向で、一律の考え方じゃなしに、各課の実情、そういうものに応じた予算を計上させていただくという方向で考えております。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 78 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 78 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第 78 号、平成 23 年度佐用町特定環境  
保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決  
されました。

---

日程第 14． 議案第 79 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）  
の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 14、議案第 79 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理  
事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 79 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 79 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 79 号、平成 23 年度佐用町生  
活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決され  
ました。

---

日程第 15． 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについ  
て 専決第 18 号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 15 に入りますが、日程第 15 ないし第 17 は、本日追

加提出の案件でございます。

議案書は、予定案件として前もって配布しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

まず日程第 15、報告第 2 号、専決処分の報告について、専決第 21 号、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 2 号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

平成 23 年 6 月 1 日、三日月支所駐車場敷地内で、職員の奉仕作業で実施をしておりました草刈中に、刈り払い機で小石を跳ねたことにより、駐車中の軽貨物自動車の運転席後部の窓ガラスが損傷し、車輻に損害を与えました。

損害賠償額等、相手方と協議の結果、国家賠償法に基づく損害賠償として、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 2 号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりご報告を申し上げ、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） まああの、金額的には少ないんですけども、ちょっと 2 点ほどお聞きしたいんですけども、これ、損害賠償なんですけれども、これはどんな決め方をされたんですかね。業者から話をお聞きされたのか、それとも修理業者に見積りをされて、この金額が決定したのかというのが 1 点と。

もう 1 点は、これ 6 月の 1 日にまあ、発生しておるんですけども、これ 6 月の初め、議会が始まっているんですけども、これ専決をしなければいけなかったのか。また、こういうのは、やはり専決すべきなのか。そこらをちょっと、教えてください。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず 1 点目は、業者の見積りということで、金額、損害賠償額が決めさせていただいてます。

それと 2 点目ですけども、専決、町長の専決事項ということで、条例化させていただいておりますので、今回、専決させていただいたんですけども、6 月 1 日に事件が発生し

て、その後、状況等をまあ、こちらの方の状況等も確認しながら、相手との話。それから、先ほどの、その見積り等、そういった関連で、実際には、専決させていただいたのは、6月の20日に専決させていただいています。

で、その後、専決させていただいた後、和解は、6月の21日ということで、示談が、そういった形で成立したのは、6月21日と。そういう経緯の中で、専決をさせていただきました。

まあ、議会中ではあったんですけども、それぞれ、相手方等の対応等、速やかにという意図で、専決処分とさせていただいております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。あれ、50万円までが、どないかだったんやな。ほかにありますか。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） あの、ここちょっと出てないで分からないんですけども、ボランティアなんかでこう、される場合ね、職員いうてでも、普通の一般の方でも、町のところ、清掃に行っと思ってやったら、それは全部あの、町が損賠賠償でやるんか。それとも、保険とか、そういった物には、入っておられないんですか。それを、ちょっとお聞きしたいんですけど。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今回の、この専決させていただいた内容につきましては、町の方は、総合賠償保険に入ってますので、今回の場合は、その総合賠償保険で、この示談の金額を、その会社の方に請求させていただくということになっております。はい。

〔新田君「はい、分かりました」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） 本件とは、直接は関係ないんですけども、まあ、町内、町有地、かなりありますよね。車を駐車するような所が、あちらこちらに。無料の部分があったり、いろいろあるわけですけども、まあ、そういった中で、まあまあ、こういったような同じような案件がね、今回は、原因もはっきりしておるんですけども、逆に管理者のいない地域があったりとか、いろいろするわけですけども、町有地内で、こういうふうなことがあった場合ね、まあ、どういうふうにされていくのかな。まあ、非常にこう、各支所、全部あるわけですし、駅前に無料の駐車場があったりとか、あとどこどこあるから、まあ

まあ、結構、まあ、住宅なんかもそうですし、いろんなこう、町有地があるわけですがけれども、そういったところで、例えば、こういうふうな、止めている間に、こういうふうなことがあったとかいうふうになった場合、町として、どういうふうな対応をされていくのかな。

まあ、あの、町有地の管理の部分に関して、どのように考えられておるのか、お伺いしたいと思うんですが。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今回の、この事案につきましては、町が依頼して、森林組合の職員に、奉仕作業という形の、依頼の中で、そういった事故が発生しておりますので、それにつきましては、責任という部分では、大いなる町に過失があったと。

で、お尋ねの、町有地の、駐車されていて、分からないなりに、ガラスが割れていたとか、そういった場合に、町に、その賠償責任があるかということだと思っておりますけれども、そういったことにつきましては、国家賠償法の中で、重大な過失、そういうものがあれば、責任を負うということになってます。

今、お尋ねの内容でしたら、町として、町の何か、施設の瑕疵、そういう物が、重大な瑕疵がない限りは、町は、その賠償に応じるということはないというふうに考えてます。はい。

議長（矢内作夫君） 質問の趣旨は、それで良かったんですか。

〔松尾君「まあまあ、ええんやけどな」と呼ぶ〕

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 松尾君。

6番（松尾文雄君） まあ、町の、いわゆる町道の管理なんかでもそうですよね。原因分からんままで、上から石が落ちて来たとかいうて、これまでも、いろいろやってきたわけですがけれども、さあ、それが、本当に、そう、ほんまに落ちておったかどうかというのを確認してないというふうな部分もあるわけやけど、そこら、うん、何か、もうちょっとはつきりしておる方がいいのかなとは思ってますよ。

逆に、駐車場スペースに、きちっとしたこと書いておくとかね、よう、民間のどこあるでしょう。無断で止めておる場合はこう、あの、一切責任取りませんとかいうてあるわけやけども、まあまあ、そういうようなことするんが、ええんかどうか、分かりませんがけれども、何か、非常に分かりにくい説明かなとは思ってね。まあ、人それぞれ、いろいろですから、うん。

特に、この間うち、2件ほど続けてありましたけども、ねっ、石が落ちてきて、それにぶつかって云々とかいう。どっちがどうだったか、分かりませんがけれども、そういった部分までこう補償して来たという経過があるんで、もうちょっと分かりやすくしとう方がええんかなとは思って。はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 本当に、集客があるような施設の駐車場、例えば、笹ヶ丘とかキャンプ場とか、そういう所につきましては、そういった免責というんですか、そういうものを、できるだけ表示するように、まあ、当然しているとは思いますが、また、確認をして、そういったことがないように、対応したいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 例えばなんですけども、職員が駐車場に、ここみたいに庁舎で言うと、庁舎内に止めてますね。で、その時に、他の町民が来て、事故を起こした時なんかの、その対応なんですけど、ちょっとある会社なんですけども、やっぱり当たった車によって、保険が、保険料がすごくかかったと。対物に対してね。だから、例えば500万じゃなくって、何ぼ以上はしなさいよという会社の規定がある所があるんです。例えば、外車とか、何千万の車に当たったら、ちょっと当たっても、すごい金額になるのでね、だから、そういう面で、職員に対する、その各自の、勿論、会社の保険ですね、そういうのは、規定をされているかどうか、そのへんお尋ねします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今、お話の件は、民民と言うんですかね、私達も車を持っていますけれども、個々が対応する。そういうことも想定して入る保険、そういうもので対応されるものだと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） そしたら、町の車としては、金額的には、どれぐらいと言うか、相手に、絶対全額こう、請求された時に払えるだけの、例えば、無制限とかいうふうに入られているのか、そのへんをお尋ねします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 勿論、町の公用車につきましては、保険に入っております。

対物につきましても、まあ、無制限、ちょっとそこまで確認してませんが、常識的に、対応できるように、きちっと対応できるような保険には加入しております。

議長（矢内作夫君） ほかに、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。

---

日程第 16 . 議案第 80 号 物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車 3 台購入）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 16、議案第 80 号、物品購入契約の締結について、小型動力ポンプ付積載車 3 台購入について議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 80 号、物品購入契約の締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

消防積載車購入事業につきましては、消防防災力の強化を図るため、消防団の再編を行いました南光支団の分団に配車するために、今回、消防積載車 3 台を購入しようとするものでございます。

購入にあたっては、6 月 15 日に 5 業者による見積入札を行い、契約金額 1,590 万 7,500 円、消費税込みで、鳥取市古海 356 番地 1、株式会社吉谷機械製作所、取締役社長、吉谷典雄氏に落札決定をいたしましたので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） これ随契なんですけども、3 台買うことによって、当初挙げられた金額と、どれくらい安く買うことができたんでしょうか。

議長（矢内作夫君） 総務課長。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 5 社の見積りで入札しております。  
ですから、随契ではありません。

〔岡本義君「随契と書いとうやん」と呼ぶ〕

企画防災課長（平井隆樹君） すいません。随契じゃなくて、5社の見積入札を執行いたしました。

それから、予算は、2,100万でした。2,160万円の金額で、予算計上をしております。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ちょっと、補足説明です。

随意契約というのが、この見積入札であっても、こういう、その形で、言葉としては随意契約という形でね、表記する。に範疇に入れられております。しかし、一般的な、皆さんが思われる随意契約ということではなくてですね、当然、これはもう5社の、だいたい考えられる範囲な会社に、指名をして、見積を、入札という形で一斉に全部取って、そこで開札、こちらで開札して、中で、最低の所に落札をしているという形で、実質はまあ、本来の入札と変わらない手続きをやっております。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 今回まあ、3台分のポンプ車の購入なんですけれども、再編で、その、これで全部、南光地域のポンプ車の購入がされることになると思うんですけど、昨年も、同じように物品購入の締結が行われて、その時の随契、同じように随契なんですけれども、見積入札の業者数が違っていたかと思うんですけど、そのへんは、今回とまあ、事情としては、変わったんですか。ちょっとお尋ねします。

〔副町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） ご指摘のように、昨年と、昨年、同じような形で、させていただきました。その時は、7社を、確かしていたと思います。

その入札の、見積入札の状況を勘案させていただきまして、2社がですね、応札に応じなかったと。書類は、いわゆる未提出だったというようなことで、今回、5社にさせていただきました。

通常、辞退届とかですね、そういう理由があつてというんじゃないしに、未提出だったということでしたので、そういうことをご理解をお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） まああの、開札結果、その契約の相手方が、それぞれ分団で、これから管理していく上で、今回、入札の相手方は、鳥取の方ですけれど、そこらへんは、何か、関係者からの意見とか、要望とかはなかったですか。これからの、まあ、維持管理の上で、その点は、いかがですか。

〔副町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） その点は、何も、例えばですね、消防署に配備しておるポンプ車でも長野ポンプというような遠方の所もございませう。  
まあ、しかし、その営業所とか、そういうことございませうので、機械の整備点検とか、そういったことには、支障はございませう。はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようです、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようです、これで本案についての討論を終結します。  
これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 80 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって議案第 80 号、物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 17． 議案第 81 号 工事請負契約の締結について（上月小学校校舎大規模改造工事）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 17、議案第 81 号、工事請負契約の締結について、上月小学校校舎大規模改造工事を議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 81 号、上月小学校大規模改造工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。  
上月小学校の校舎は、昭和 56 年に建設をされましたが、屋根や外壁、教室、トイレ、

電気設備などの老朽化が進んでいるため、今回改修工事を行うものでございます。

入札は、平成 23 年 6 月 20 日、町内業者 6 社による指名競争入札に付しました。

入札の結果、9,660 万円、消費税込みで、佐用町上三河 175 番地、株式会社春名建設代表取締役、春名博喜氏に落札決定をいたしましたので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認賜りますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） 質疑はないようでありますので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対しての討論を終結します。

これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。

議案第 81 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員と認めます。よって議案第 81 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

議長（矢内作夫君） ここで、資料配布のため、暫く休憩をいたします。

午前 11 時 16 分 休憩

---

午前 11 時 18 分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

---

#### 日程第 18. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 18、閉会中の所管事務調査についてであります。

お諮りをいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） ここで、動議を提出させていただきます。  
議員発議として、原発からの撤退を求める意見書案の提出であります。  
まあ、これは緊急を要するものであります。直ちに日程に追加し議題とすることを求め  
ます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ただ今、賛成の声がありました。この動議は、1人以上の賛成者が  
ありますので、成立をいたしました。  
ここで、暫く休憩をいたします。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 22 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは休憩を解き、会議を再開をいたします。  
ただ今、鍋島裕文君から、お手元に配布しましたとおり、意見書の提出について、文書  
で提出をされました。  
意見書の提出についての動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにつ  
いて採決をいたします。この採決は挙手によって行います。  
この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに賛成の方は挙手願いま  
す。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 賛成、少数ということで否決になりました。

〔鍋島君「議長、議長」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 確認なのですが、当然あの、動議としては成立しておりますので、  
次回の定例会では、日程で、審議するということ。

議長（矢内作夫君） 勿論です。

16 番（鍋島裕文君） よろしいですね。

議長（矢内作夫君） はい。

---

議長（矢内作夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。お諮りをいたします。  
これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、第 43 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会をいたします。

第 43 回佐用町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る 6 月 7 日、開会以来、今日まで 18 日間にわたり、提案されました 22 年度専決補正をはじめ多数の案件につきまして、熱心に審議をいただきました。本日、その全てを終了し、閉会の運びとなりました。議会または当局の各位に、心からの感謝を申し上げます。

また、執行者におかれましては、今期会期中に、議員各位から述べられました意見は、十分にこう、尊重していただき、町政発展のために一層のご努力を払われますよう希望するところでもあります。

また、1 点、残念なことは、自治労佐用町職員組合現業評議会からの不当労働行為に対する救済の申し立ての件であります。本来であれば、労使は、町政発展のために、また、町民の福祉向上、安全で安心なまちづくりのために、しっかりと手を携えて働いてもらわなければならない立場にあります。それが、労働委員会への救済申し立て、いわゆる裁判による判決を求めるといような残念な状況になっております。まあ、1 日も早い良好な労使関係が築けますように切望するところでもあります。

また、あと 1 点は、今回の一般質問で、事実に基づいていない、誇大発言とも言わざるを得ない発言があった点であります。まあ、議員の本会議での発言は、保障された権利であります。だからといって何を言ってもいいというものではないというふうに、私は、思っております。まあ、発言をされるのにあたっては、十分に事実確認をされた上で、発言をされるよう求めるところであります。

いよいよ、夏本番に入ります。議員各位には、体を十分にご自愛いただきまして、今後、町発展のために、ますますのご尽力いただきますようお願いを申し上げまして、一言、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本当に、ご苦勞様でした。

それでは、町長、あいさつをお願いします。

町長（庵途典章君） それでは、一言、お礼のごあいさつをさせていただきます。

今議会も、いろいろと、たくさんの議案を提案をさせていただきました。議員、皆さん方には、それぞれ審議をいただき、また、いろんなご質問、またご意見も、いただきましたけれども、全て、原案どおりご承認、可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

本当に、6 月もまだ、一週間残っておりますけれども、この 2、3 日、いっぺんにこう、暑い夏がやってきました。もう 35 度を超えるようなですね、猛暑の所も出てきております。今年は、東北の、この震災の影響の中で、原発の事故、なかなかもう収束するような気配、見通しも立たないというような状況の中ですね、非常に電力不足が懸念をされております。節電にですね、いろんな形で取り組んでいきたい。いかなければなりませんけ

れども、特にこの暑い夏、この暑さにですね、クーラー等の電力を使わないと。そういう我慢をしてですね、この電力不足を乗り切らなければならないのではないかと思います。

東北の被災された皆さん方はですね、避難所で、未だ、網戸もないような状態の中でですね、避難生活をおくられている状況が、まだまだ続いております。そういう被災者の皆さんのことを思えばですね、私達は、できるだけ、これまで便利であった、快適な生活ということも見直してですね、本当に我慢をして、電力不足、節電に努めて参りたいと思っておりますけれども、それにしても非常に暑い夏が、これからやってきます。皆さん方に、議員、皆さん方におかれましてもですね、健康に十分留意されて、ますますご活躍、元氣にご活躍をされますようにご祈念を申し上げます。

梅雨もですね、まだ、梅雨明けは先になろうかと思っておりますけれども、これからがですね、いわゆるまあ、梅雨末期の集中豪雨、本当に、また、注意をしなければならない時期になってまいりました。

台風もですね、はや5号がですね、発生をして、今、北上をしております。これから、梅雨も、何事もなくですね、おとなしくこう、明けて欲しいなということを願っておりますけれども、十分にまあ、今後、警戒を強めていきたいというふうに思っております。

非常に、本当に暑い夏、これから、非常に厳しい、いろんな問題がこう、発生をしておりますけれども、佐用町といたしましても、今後、丁度、一昨年 of 災害から、この夏で2年を迎えるわけでございます。この8月9日には、改めて、亡くなられた方の追悼をしてですね、慰霊祭も開催をさせていただき、また、いろんな方に助けていただいた、また、そのことに感謝する、感謝と交流の集いもですね、計画をさせていただいております。

まあ、改めてですね、こういう厳しい状況の中で、佐用町のしっかりとした復興と、また、防災対策等強化するための取り組み、引き続いてですね、取り組んで参りたいと考えておりますので、どうぞ、皆さん方のご協力とご支援、よろしくお願いを申し上げます。

本当に、この6月議会におきましても、大変、いろいろな面で、ご迷惑かけましたし、お世話になりました。今後とも、よろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

午前 1 1 時 3 1 分 閉会

---